

消費生活相談

賢い消費者になりましょう!

本当に「お得」なの?

~ 「お得な」ネットの光回線契約?~

相談は こちらへ...

役場消費生活相談窓口 (町民課内)
「EL 0796・36・1941 (直通)
たじま消費者ホットライン
「EL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

【事例】

大手通信会社を名乗る人が突然自宅を訪ねてきて「快適にインターネットができるので、ぜひ光回線にしませんか。今ならとてもお得ですよ」と勧誘された。

CM などでもよく見る会社名だったので、何の疑いもなく契約をした。「現在契約中のサービスの違約金についてはこちらで負担します」とも言われた。

しかし、詳しい料金やサービス内容の説明も受けておらず、何がどの程度お得なのか分からない。工事日程も決まっていないし、契約も成立していないようなので、このまま放置しておいてもいいのだろうか。

【ひとことアドバイス】

- ◆代理店や取次店が大手通信会社と紛らわしい会 社名を名乗り、誤解させて勧誘する場合があり ます。会社名や連絡先をしっかり確認しましょ う。
- ◆「お得」と言われたときも、具体的な料金を尋ね、実際にいくら安くなるのか、詳しい説明を 受けましょう。
- ◆二重契約になるケースもあるので、新たに契約 した場合はこれまでの契約が解約できているか 必ず確認しましょう。
- ◆訪問販売、電話勧誘販売のいずれであっても、 通信事業サービスにはクーリングオフは適用されません。その場で承諾せず、本当に必要な契 約か慎重に検討しましょう。